

広島県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|-------------|--------------------|-----------|
| 西村歯科医院 | 三次市十日市中二丁目六番二八号 | 令和五年二月一六日 |
| 山陽堂薬局 | 東広島市西条町吉行二二一九番地一 | 令和五年二月三〇日 |
| あけぼの薬局 廿日市店 | 廿日市市上平良三五八番地一 | 令和五年二月三〇日 |
| 津田医院 | 安芸高田市美土里町本郷一七八一番地九 | 令和五年二月一六日 |
| みよし歯科クリニック | 竹原市竹原町字上新開三六三〇番地四 | 令和五年八月二七日 |